

**一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会 特別支援教育士資格更新規程**  
**新旧対照表 (2023 年 11 月 12 日改定、2024 年 4 月 1 日施行)**

(下線を付した部分が改定部分である)

改定後	現行
<p>第2条 <u>S.E.N.S、S.E.N.S-SV の資格の有効期間は、5 年間とする。</u></p> <p><u>2 S.E.N.S の資格更新に当たっては、資格認定を得た日より満 5 年目の 12 月末日までに「資格更新必修研修」(必修:2 ポイント以上) (以下、P) を受講すると共に、次に示す I~IX の領域の中から領域 I (必修) を含む 2 領域以上にわたって、計 15P 以上を取得していなければならない。</u></p> <p><u>3 S.E.N.S-SV の資格更新に当たっては、資格認定を得た日より満 5 年目の 12 月末日までに、「資格更新必修研修」(必修:2P 以上) を受講すると共に、次に示す I~IX の領域の中から領域 I (必修) を含む 3 領域以上にわたって、計 20P 以上を取得していなければならない。</u></p> <p><u>*「資格更新必修研修(オンライン研修)」のポイントは、参加者 4 時間:2P、講師 1 時間:2P とする。別途定められた交付条件を満たした者にポイントを交付し、会員専用マイページ(以下、マイページ)に掲載する。</u></p> <p>ただし、<u>本協会が認めた場合は、ポイントについて本条と異なる取り扱いをすることができる。</u></p> <p><u>I S.E.N.S 年次大会もしくは一般社団法人日本 LD 学会大会への参加(必修:2P 以上)</u></p> <p><u>*主催団体から提出された名簿に基づき、ポイントを交付しマイページに掲載する。</u></p> <p><u>* 1 回の大会参加に当たっては、重複してポイントを取得することはできない。</u></p> <p><u>I S.E.N.S 年次大会もしくは日本 LD 学会大会への参加者</u> … 2P (略)</p> <p><u>II 他学会・大会への参加</u></p> <p><u>*他学会とは、心理学・教育学等に関する全国的な学術研究団体で附則 2 に記載されているものをいう。</u></p> <p><u>*内容が明らかになるものを提出する。(II-1 参加者の証明書として有効なものは、参加証、領収書。II-2~6 の証明書は、プログラムの該当ページのコピー)</u></p>	<p>第2条</p> <p>S.E.N.S の資格更新に当たっては、資格認定を得た日より満 5 年を経過する前日までに、「資格更新必修研修」(必修:2 ポイント以上) (以下、P と略す) を受講すると共に、次に示す I~IX の領域の中から領域 I (必修) を含む 2 領域以上にわたって、計 15P 以上を取得していなければならない。</p> <p>S.E.N.S-SV の資格更新に当たっては、資格認定を得た日より満 5 年を経過する前日までに、「資格更新必修研修」(必修:2P 以上) を受講すると共に、次に示す I~IX の領域の中から領域 I (必修) を含む 3 領域以上にわたって、計 20P 以上を取得していなければならない。</p> <p>なお「資格更新必修研修」の P は、参加者 3 時間:1P、講師 3 時間:2P とする。</p> <p>ただし、<u>認定委員会</u>が認めた場合は、ポイントについて本条と異なる取り扱いをすることができる。</p> <p><u>I 一般社団法人日本 LD 学会大会もしくは S.E.N.S 年次大会への参加(必修:2P 以上)</u></p> <p><u>*内容が明らかになるものを提出(参加証・プログラムの写しなど)</u></p> <p><u>ただし 1 回の大会参加に当たっては、重複してポイントを取得することはできない。</u></p> <p><u>I 日本 LD 学会大会もしくは S.E.N.S 年次大会への参加者</u> … 2P (略)</p> <p><u>II 他学会・大会への参加</u></p> <p><u>*他学会とは、心理学・教育学等に関する全国的な学術研究団体で付表に記載されているものをいう。</u></p> <p><u>*内容が明らかになるものを提出(参加証・プログラムの写しなど)</u></p>

改定後	現行
<p>* 1回の大会参加に当たっては、重複してポイントを取得することはできない。</p> <p>1 学会の年次大会への参加者 … 1P (削除)</p> <p>(略)</p>	<p><u>ただし</u> 1回の大会参加に当たっては、重複してポイントを取得することはできない。</p> <p>1 学会の年次大会への参加者 … 1P</p> <p><u>ただし、日本教育心理学会、日本学校教育相談学会、日本カウンセリング学会、日本学校心理学会、日本発達障害学会の各年次大会への参加者は、2Pとする</u></p> <p>(略)</p>
<p>Ⅲ <u>LD・ADHD等に関する研究論文等の発表</u></p> <p>*コピーを提出する。(表紙・目次など執筆部分が明らかになるもの)</p> <p>*Ⅲ-3、Ⅲ-4の他学会とは、心理学・教育学等に関する<u>全国的な学術研究団体で附則2に記載されているものをいう。</u></p> <p>1 一般社団法人日本LD学会の機関誌「LD研究」への研究論文掲載(原著、実践報告など) 単著 … 10P、共著 … 7P</p> <p>2 一般社団法人日本LD学会の機関誌「LD研究」及び会報への短報等の掲載 機関誌:単著 … 5P、共著 … 3P 会報:単著 … 2P、共著 … 1P</p> <p>3 他学会誌への査読付研究論文の掲載 単著 … 5P、共著 … 3P</p> <p>4 他学会誌への短報等の掲載 単著 … 3P、共著 … 2P</p> <p>5 研究紀要等への研究論文の掲載 単著 … 4P、共著 … 2P</p> <p>*研究紀要等とは、大学や教育センター等公的機関の紀要、実践障害児教育等の刊行誌、教育センター等で発行の小冊子など</p>	<p>Ⅲ 研究論文等の発表 *コピーを提出(表紙・目次など執筆部分が明らかになるもの)</p> <p>1 一般社団法人日本LD学会の機関誌への研究論文掲載(原著、実践報告など) 単著 … 10P、共著 … 7P</p> <p>2 一般社団法人日本LD学会の機関誌及び会報への短報等の掲載 機関誌:単著 … 5P、共著 … 3P 会報:単著 … 2P、共著 … 1P</p> <p>3 他学会誌への研究論文の掲載 単著 … 5P、共著 … 3P</p> <p>4 他学会誌への短報等の掲載 単著 … 3P、共著 … 2P</p> <p>5 <u>他の一般誌への研究論文の掲載</u> 単著 … 4P、共著 … 2P</p>
<p>Ⅳ LD・ADHD等に関する著書の刊行等</p> <p>*表紙、執筆部分が確認できる目次、発行年が分かる奥付の3点のコピーを提出する。</p> <p>1 単行本 単著 … 10P、共著 … 5P、 分担執筆 … 3P</p> <p>2 編著 単独 … 7P、共編 … 5P、監修 … 5P</p> <p>3 翻訳書 単訳 … 5P、共訳 … 3P</p> <p>4 <u>S.E.N.S 機関誌「LD、ADHD&amp;ASD」</u> 単独… 3P、分担:2P (削除)</p>	<p>Ⅳ LD・ADHD等に関する著書の刊行等</p> <p>*コピーを提出(目次・奥付など執筆部分が明らかになるもの)</p> <p>1 単行本 単著 … 10P、共著 … 5P、 分担執筆 … 3P</p> <p>2 編著 単独 … 7P、共編 … 5P、監修 … 5P</p> <p>3 翻訳書 単訳 … 5P、共訳 … 3P</p> <p>4 機関誌「LD ADHD&amp;ASD」単独… 3P、分担:2P</p> <p>5 <u>他の一般誌への記事の掲載</u> 単独… 2P、分担:1P</p>

改定後	現行
<p>V <u>本協会及び一般社団法人日本 LD 学会</u>が行う研修会等への参加</p> <p>* <u>別途定められた交付条件を満たした者にポイントを交付し、マイページに掲載する。</u></p> <p>* 1 回の研修会で重複してポイントを取得することはできない。</p> <p>1 <u>参加者</u> … 上限：12P</p> <p>* <u>オンライン研修の場合、2 時間：1P、4 時間以上：2P とする。</u></p> <p>* <u>対面研修の場合、3 時間：1P、5 時間以上：2P とする。</u></p> <p>* <u>対面研修とオンライン研修を組み合わせた場合のポイントの交付は、対面研修と同様とする。</u></p> <p>2 <u>講師</u> … 上限：12P</p> <p>* <u>開催方法にかかわらず、1 時間以上：1P、3 時間以上：2P、5 時間以上 3P とする。</u></p> <p>3 <u>運営委員・司会者</u> … 上限：12P</p> <p>* <u>開催方法にかかわらず、3 時間：1P、5 時間以上：2P とする。</u></p>	<p>V <u>一般社団法人日本 LD 学会及び本協会</u>が行う研修会・セミナー・公開シンポジウム等への参加</p> <p>* <u>修了証もしくは更新ポイント証明書等のコピーを提出し、1 回の研修会で重複してポイントを取得することはできない。</u></p> <p>1 <u>S.E.N.S 養成セミナー・公開シンポジウム等の受講者</u> … 上限：12P</p> <p>* 3 時間：1P、5 時間以上：2P とする。</p> <p>* <u>ただし、S.E.N.S 養成セミナーは、取得したポイント数(1 日 6 時間：2P)をポイントとする。ただし同一科目を重複履修してもポイントにはならない。</u></p> <p>2 <u>講師</u> … 上限：12P</p> <p>* 1 時間以上：1P、3 時間以上：2P、5 時間以上 3P とする。</p> <p>3 <u>運営委員・司会者</u> … 上限：12P</p> <p>* 3 時間：1P、5 時間以上：2P とする。</p>
<p>VI <u>本協会が認める研修会・ワークショップ等</u>への参加</p> <p>* <u>公的機関や学会が開催するもので、その内容が LD・ADHD 等に関するもの。</u></p> <p>* <u>主催者が開催 3 ヶ月前までに本協会に「資格更新ポイント認定申請書」を提出し認められているもの。主催者から提出された名簿に基づき、ポイントを交付しマイページに掲載する。</u></p> <p>1 <u>参加者</u> … 上限：5P</p> <p>* <u>オンライン研修の場合、2 時間：1P、4 時間以上：2P とする。</u></p> <p>* <u>対面研修の場合、3 時間：1P、5 時間以上：2P とする。</u></p> <p>* <u>対面研修とオンライン研修を組み合わせた場合のポイントの交付は、対面研修と同様とする。</u></p> <p>2 <u>講師</u> … 上限：10P</p> <p>* <u>開催方法にかかわらず、1 時間以上：1P、3 時間以上：2P、5 時間以上 3P とする。</u></p> <p>* <u>教育委員会・教育センター等、公的機関が主催した研修会で講師をした場合は、依頼状のコピーを提出する。審査を受け認められればポイントを取得することができる。</u></p>	<p>VI <u>本協会が認める研修会・ワークショップ等</u>への参加</p> <p>* <u>公的機関や学会が開催するもので、その内容が LD・ADHD 等に関するもの。</u></p> <p>* <u>開催 3 ヶ月前までに主催団体から本協会に「資格更新ポイント認定申請書」を提出し認められているもの。</u></p> <p>1 <u>受講者</u> … 上限：5P</p> <p>* 3 時間：1P、5 時間以上：2P とする。</p> <p>2 <u>講師</u> … 上限：10P</p> <p>* 1 時間以上：1P、3 時間以上：2P、5 時間以上 3P とする。</p>

改定後	現行
<p>VII LD・ADHD 等の発達障害のある児童・生徒に対する実践・指導活動</p> <p>1 S.E.N.S-SV により指導を受けた実習(1年間以上にわたるもの) … 上限:10P</p> <p>*<u>実践報告及び S.E.N.S-SV の評価を提出する。</u> 審査を受け合格すればポイントを取得することができる。</p> <p>2 個人での実践 … 上限:10P (週1回,1年間以上にわたるもの、または週2回以上,半年間以上にわたるもの)</p> <p>*<u>所属長の証明書及び実践報告(400字詰め,20枚以上)を提出する。</u> (実践報告は、機関誌「LD研究」の実践報告論文に準じて作成すること)</p> <p>審査を受け合格すればポイントを取得することができる。</p> <p>3 都道府県又は区市町村の教育委員会等から委嘱を受けた特別支援教育関連委員としての活動… 年間1P</p> <p>*<u>特別支援教育関連委員とは、専門家チーム委員、巡回相談員、教育相談員、就学指導委員、教育支援委員等をいう。</u></p> <p>*<u>所属(自身の勤務先)と異なる教育委員会等からの委嘱状のコピーを提出する。</u></p> <p>4 学校長から指名を受けた特別支援教育コーディネーターとしての活動… 年間1P</p> <p>*<u>本協会指定の「特別支援教育コーディネーター」証明書のコピーを提出する。</u></p>	<p>VII LD・ADHD 等の発達障害のある児童・生徒に対する実践・指導活動</p> <p>1 <u>本協会が認定した</u> S.E.N.S-SV により指導を受けた実習(1年間以上にわたるもの) … 上限:10P</p> <p>*<u>実践報告及び S.E.N.S-SV の評価を添付</u> 審査を受け合格すればポイントを取得することができる。</p> <p>2 個人での実践 … 上限:10P (週1回,1年間以上にわたるもの、または週2回以上,半年間以上にわたるもの)</p> <p>*<u>所属長の証明書及び実践報告(400字詰め,20枚以上)を提出する。</u> (実践報告は、機関誌「LD研究」の実践報告論文に準じて作成すること)</p> <p>審査を受け合格すればポイントを取得することができる。</p> <p>3 都道府県又は区市町村の教育委員会等から委嘱を受けた特別支援教育関連委員(専門家チーム委員、巡回相談員、教育相談員、就学指導委員等)としての活動 (<u>1年間以上にわたるもの</u>) … 年間1P</p> <p>*<u>教育委員会等からの委嘱状(コピー)を提出する。</u></p> <p>4 学校長から指名を受けた特別支援教育コーディネーターとしての活動… 年間1P</p> <p>*<u>所属長の証明書(協会指定の様式による)を提出する。</u></p>
<p>VIII 海外における LD・ADHD 等に関する<u>学会への参加、または海外研修への参加</u></p> <p>*<u>参加証もしくは領収書、研修の内容がわかる資料を提出する。</u></p> <p>1 <u>海外で開催される関連学会への参加等</u> … 1P</p> <p>2 <u>1ヶ月以上にわたる海外研修</u> … 5P (削除)</p>	<p>VIII 海外における LD・ADHD 等に関する<u>視察研修への参加</u> (<u>海外で開催される関連学会への参加、または関連の教育施設への訪問等</u>)</p> <p>*<u>参加を証明する資料を提出</u></p> <p>1 <u>1ヶ月以上にわたる海外研修</u> … 5P</p> <p>2 <u>10日程度の海外研修</u> … 2P</p>
<p>IX 都道府県単位の「S.E.N.S の会」支部会が主催する研修会への参加</p> <p>*各支部会から<u>本協会に所定の実施報告書が提出されているものが該当する。</u></p> <p>*各支部会から<u>提出された名簿に基づき、ポイントを交</u></p>	<p>IX 都道府県単位の「S.E.N.S の会」支部会が主催する研修会への参加</p> <p>*各<u>県</u>支部会から協会に所定の実施報告書が提出されているものが該当する。</p> <p>*各<u>県</u>支部会から<u>交付された研修証明書を提出する。</u></p>

改定後	現行
<p><u>付しマイページに掲載する。</u></p> <p>1 研修会への参加 … 上限：12P</p> <p><u>*オンライン研修参加の場合、2時間：1P、4時間以上：2Pとする。</u></p> <p><u>*対面研修参加の場合、3時間：1P、5時間以上：2Pとする。</u></p> <p><u>*対面研修とオンライン研修を組み合わせた場合のポイントの交付は、対面研修と同様とする。</u></p> <p><u>*講師（開催方法にかかわらず）1時間以上：1P、3時間以上：2P、5時間以上 3Pとする。</u></p> <p>2 継続研究会への参加 … 上限：12P</p> <p>*継続研究会は、1回2時間以上、年間5回以上の開催を必要とする。参加者の50%以上が有資格者であることを原則とする。</p> <p><u>*継続参加者（1年間8時間以上）… 1年間：4P</u></p> <p>第3条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV の資格更新審査を申請する者は、<u>更新手続き期間内に、マイページもしくは資格更新申請書（様式1）により所定の方法で審査料等の費用を納入し申請する。</u></p> <p>（略）</p> <p>第4条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、第2条に<u>示す更新手続きを更新毎に行わなければならない。</u></p> <p>第5条 該当する S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、第2条に定める内容を所定の期日までに<u>申請しなければならない。</u></p> <p>2 第2条によるポイントが特別な事情により不足する場合は、<u>更新手続き期間内に、マイページもしくは事由書により資格更新の保留を申請することができる。更新保留手数料は4,000円+消費税とする。保留期間中はS.E.N.S及びS.E.N.S-SVを呼称することはできない。保留後、次の更新までの期間は、5年間から保留期間を差し引いた期間とする。なお、保留後、資格更新にかかる費用は、第3条に定める費用と同額とする。</u></p> <p>3 <u>保留期間は2年間までとする。ただし、長期病気療養等やむを得ない事情がある場合には、それを証明する書類を添えて保留期間の延長を申請することができる。</u></p>	<p>1 研修会への参加 … 上限：12P</p> <p>受講者 3時間：1P、5時間以上：2Pとする。</p> <p>講師 1時間以上：1P、3時間以上：2P、5時間以上 3Pとする。</p> <p>2 継続研究会への参加 … 上限：12P</p> <p>*継続研究会は、1回2時間以上、年間5回以上の開催を必要とする。参加者の50%以上が有資格者であることを原則とする。</p> <p>継続参加者（1年間8時間以上）… 1年間：4P</p> <p>第3条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV の資格更新審査を申請する者は、<u>申請書等所定の書類に審査料等の費用を添えて申請する。</u></p> <p>（略）</p> <p>第4条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、第2条に<u>定める期間の経過後も引き続き5年ごとの期間に第2条に定める内容と同様の習得をしなければならない。</u></p> <p>第5条 該当する S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、第2条に定める内容を所定の期日までに<u>報告しなければならない。</u></p> <p>2 第2条によるポイントが特別な事情により不足する場合は、<u>本協会に、更新保留手数料4,000円+消費税を添えて事由書を提出し、資格更新の保留を申し出ることができる。ただし、保留期間は2年間までとし、保留期間中はS.E.N.S及びS.E.N.S-SVを呼称することはできない。保留後、次の更新までの期間は、5年間から保留期間を差し引いた期間とする。なお、保留後、資格更新にかかる費用は、第3条に規程の費用と同額とする。</u></p> <p>3 <u>保留期間経過後は、資格更新の申請をすることはできない。ただし、海外留学、長期病気療養等やむを得ない事情がある場合には、それを証明する書類を添えて保留期間の延長を申請することができる。</u></p>

改定後	現行																																
<p>附 則</p> <p>1. 本規程は、2009 年 4 月 1 日より施行する。 (削除)</p> <p>2. 第 2 条Ⅱ領域にいう心理学・教育学等に関する全国的な学術研究団体とは次の 15 学会を指す。 ①日本教育心理学会、②日本学校教育相談学会、③日本カウンセリング学会、④日本学校心理学会、⑤日本発達障害学会、⑥日本学生相談学会、⑦日本 K-ABC アセスメント学会、⑧日本認知・行動療法学会、⑨日本児童青年精神医学会、⑩日本小児心身医学会、⑪日本小児精神神経学会、⑫日本心理学会、⑬日本心理臨床学会、⑭日本特殊教育学会、⑮日本発達心理学会</p> <p>3. 本規程は、2011 年 11 月 6 日に一部改定する。 4. 本規程は、2013 年 3 月 3 日に一部改定する。 5. 本規程は、2014 年 3 月 9 日に一部改定する。 6. 本規程は、2015 年 4 月 1 日に一部改定する。 7. 本規程は、2016 年 4 月 1 日に一部改定する。 8. 本規程は、2017 年 4 月 1 日に一部改定する。 9. 本規程は、2017 年 6 月 18 日に一部改定する。 10. 本規程は、2017 年 11 月 12 日に一部改定する。 11. 本規程は、2019 年 11 月 17 日に一部改定する。 12. 本規程は、2021 年 3 月 7 日に一部改定する。</p>	<p>附 則</p> <p>1. 本規程は、2009 年 4 月 1 日より施行する。 2. 本規程第 3 条にいう資格更新に必要な書類は次のとおりとする。 ① 資格更新申請書 (様式 1) ② 資格更新ポイント一覧表 (様式 2) ③ 更新ポイント証明書類</p> <p>3. 第 2 条Ⅱ領域にいう心理学・教育学等に関する全国的な学術研究団体とは次の学会を指す。付表に示す学会の年次大会に参加等をした場合、第 2 条Ⅱ領域の P が認められる。</p> <table border="1" data-bbox="815 719 1481 1559"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 719 986 819">コード No.</th> <th data-bbox="986 719 1481 819">第 2 条Ⅱ領域にいう他学会 (年次大会への参加等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="815 819 986 869">Ⅱ101</td><td data-bbox="986 819 1481 869">日本教育心理学会</td></tr> <tr><td data-bbox="815 869 986 918">Ⅱ102</td><td data-bbox="986 869 1481 918">日本学校教育相談学会</td></tr> <tr><td data-bbox="815 918 986 967">Ⅱ103</td><td data-bbox="986 918 1481 967">日本カウンセリング学会</td></tr> <tr><td data-bbox="815 967 986 1016">Ⅱ104</td><td data-bbox="986 967 1481 1016">日本学校心理学会</td></tr> <tr><td data-bbox="815 1016 986 1066">Ⅱ105</td><td data-bbox="986 1016 1481 1066">日本発達障害学会</td></tr> <tr><td data-bbox="815 1066 986 1115">Ⅱ001</td><td data-bbox="986 1066 1481 1115">日本学生相談学会</td></tr> <tr><td data-bbox="815 1115 986 1164">Ⅱ002</td><td data-bbox="986 1115 1481 1164">日本 K-ABC アセスメント学会</td></tr> <tr><td data-bbox="815 1164 986 1214">Ⅱ003</td><td data-bbox="986 1164 1481 1214">日本認知・行動療法学会</td></tr> <tr><td data-bbox="815 1214 986 1263">Ⅱ004</td><td data-bbox="986 1214 1481 1263">日本児童青年精神医学会</td></tr> <tr><td data-bbox="815 1263 986 1312">Ⅱ005</td><td data-bbox="986 1263 1481 1312">日本小児心身医学会</td></tr> <tr><td data-bbox="815 1312 986 1361">Ⅱ006</td><td data-bbox="986 1312 1481 1361">日本小児精神神経学会</td></tr> <tr><td data-bbox="815 1361 986 1411">Ⅱ007</td><td data-bbox="986 1361 1481 1411">日本心理学会</td></tr> <tr><td data-bbox="815 1411 986 1460">Ⅱ008</td><td data-bbox="986 1411 1481 1460">日本心理臨床学会</td></tr> <tr><td data-bbox="815 1460 986 1509">Ⅱ009</td><td data-bbox="986 1460 1481 1509">日本特殊教育学会</td></tr> <tr><td data-bbox="815 1509 986 1559">Ⅱ010</td><td data-bbox="986 1509 1481 1559">日本発達心理学会</td></tr> </tbody> </table> <p>4. 本規程は、2011 年 11 月 6 日に一部改定する。 5. 本規程は、2013 年 3 月 3 日に一部改定する。 6. 本規程は、2014 年 3 月 9 日に一部改定する。 7. 本規程は、2015 年 4 月 1 日に一部改定する。 8. 本規程は、2016 年 4 月 1 日に一部改定する。 9. 本規程は、2017 年 4 月 1 日に一部改定する。 10. 本規程は、2017 年 6 月 18 日に一部改定する。 11. 本規程は、2017 年 11 月 12 日に一部改定する。 12. 本規程は、2019 年 11 月 17 日に一部改定する。 13. 本規程は、2021 年 3 月 7 日に一部改定する。</p>	コード No.	第 2 条Ⅱ領域にいう他学会 (年次大会への参加等)	Ⅱ101	日本教育心理学会	Ⅱ102	日本学校教育相談学会	Ⅱ103	日本カウンセリング学会	Ⅱ104	日本学校心理学会	Ⅱ105	日本発達障害学会	Ⅱ001	日本学生相談学会	Ⅱ002	日本 K-ABC アセスメント学会	Ⅱ003	日本認知・行動療法学会	Ⅱ004	日本児童青年精神医学会	Ⅱ005	日本小児心身医学会	Ⅱ006	日本小児精神神経学会	Ⅱ007	日本心理学会	Ⅱ008	日本心理臨床学会	Ⅱ009	日本特殊教育学会	Ⅱ010	日本発達心理学会
コード No.	第 2 条Ⅱ領域にいう他学会 (年次大会への参加等)																																
Ⅱ101	日本教育心理学会																																
Ⅱ102	日本学校教育相談学会																																
Ⅱ103	日本カウンセリング学会																																
Ⅱ104	日本学校心理学会																																
Ⅱ105	日本発達障害学会																																
Ⅱ001	日本学生相談学会																																
Ⅱ002	日本 K-ABC アセスメント学会																																
Ⅱ003	日本認知・行動療法学会																																
Ⅱ004	日本児童青年精神医学会																																
Ⅱ005	日本小児心身医学会																																
Ⅱ006	日本小児精神神経学会																																
Ⅱ007	日本心理学会																																
Ⅱ008	日本心理臨床学会																																
Ⅱ009	日本特殊教育学会																																
Ⅱ010	日本発達心理学会																																

改定後	現行
13. 本規程は、2023 年 11 月 12 日に一部改定し、 2024 年 4 月 1 日より施行する。	